

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
		防南基LPS-V23059	
品名又は件名	車両等外注整備共通仕様書	承認	令和2年 4月 7日
		作成	令和2年 4月 7日
		改正	令和6年 2月14日
		作成部隊名	管理隊
1 総則			
1.1 適用範囲			
a) この仕様書は、航空自衛隊の車両等の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。			
b) この仕様書に規定する内容と、個別仕様書又は外注整備内訳書（別紙様式第1）に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書又は外注整備内訳書に規定する内容が優先する。			
1.2 用語の定義			
この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書又は外注整備内訳書において用いる用語の定義は次による。			
a) 参考文書			
参考文書とは、当該仕様書に規定した事項をさらに理解させるため参考となる文書及び図面をいう。			
b) 個別TO等			
個別TO等とは、次に示すものをいう。			
1) 当該車両等に適用する技術指令書（J.T.O.）			

分類番号：E-10-124

作成年度：2023年度

保存期間：特定日以後1年

枚 数：10枚

保存期間満了時期：未定

開示判断：開示

注：枠印欄については、自署（姓のみ）する。

品 名	車両等外注整備共通仕様書
2)	製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）
c)	車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O.00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。
d)	修理不能 修理不能とは、次の各号の場合をいう。 1) 個別仕様書又は外注整備内訳書に規定された修理限度を超える場合 2) 個別仕様書又は外注整備内訳書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）及び役務費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合 3) 特に官側が規定した場合
e)	監督 監督とは、監督官が契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中に必要があると認める場合において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
f)	検査 検査とは、契約に基づき整備された装備品の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。
g)	定期点検 道路運送車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検
h)	I 検査 I 検査とは、適用除外車両を整備基準及び車両等検査要項（J.T.O.36-1-6）（以下、検査要項という。）の定期検査手順に基づき、Iの項目について行う点検
i)	M検査 M検査とは、適用除外車両を整備基準及び検査要項の定期検査手順に基づき、Mの項目について行う点検
j)	F A I N E S F A I N E Sとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、整備振興会といふ。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。
k)	自動車整備標準作業点数表 自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

品 名	車両等外注整備共通仕様書
1.3 引用文書等	<p>この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p>
1.3.1 引用文書	
a) 法令等	<p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号） 道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号） 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省第74号） 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省第67号） 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号） 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）</p>
b) 技術指令書	<p>航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.O.00-10-1） 航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O.00-10-9） 車両等の塗装及び標識（J.T.O.36-1-3） 車両等検査要領（J.T.O.36-1-6） 車両等の防錆処置要領（J.T.O.36-1-52）</p>
1.3.2 参考文書	
a) 法令等	<p>航空自衛隊調達規則（JAFR124）</p>
1.3.2 参考文書	
a) 法令等	<p>航空自衛隊調達規則（JAFR124） 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）</p>
b) その他	<p>航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）</p>
2 役務に関する要求	
2.1 一般事項	
a)	<p>整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源および整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。なお、整備工数等については、FAINE又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。</p>
b)	<p>契約相手方は、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業所でなければならない。</p>

品名	車両等外注整備共通仕様書
2.2 整備作業の種類	<p>契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものの内から個別仕様書又は外注整備内訳書で指定する。</p>
2.2.1 定期点検	<p>定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検を次の工程に従い実施する。なお、定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（恐れがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後、本項のb)及びc)項の作業を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 定期点検 b) 分解検査 c) 修理等
2.2.2 定期検査	<p>定期検査は、I検査又はM検査を次の工程に従い実施する。なお、定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態（恐れがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告を得た後、本項のb)及びc)項の作業を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 定期検査 b) 分解検査 c) 修理等
2.2.3 その他の整備	<p>その他の整備は、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定した作業を実施する。</p>
2.3 作業内容	<p>この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別使用書又は外注整備内訳書で規定するほか、次により実施しなければならない。</p>
2.3.1 定期点検	<p>定期点検は、道路運送車両法第48条に定める点検を自動車点検基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を道路運送車両法第49条に基づいた「点検整備記録簿」に記録するものとする。</p>
2.3.2 定期検査	<p>定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準に定めるI検査又はM検査について、検査要項の手順に従い、個別仕様書又は外注整備内訳書に引用する個別T.O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を、別紙様式第2に示す車両等作業用紙（一般</p>

品 名	車両等外注整備共通仕様書
車両) 又は別紙様式第3に示す車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両)に記入するもとする。	
2.3.3 分解検査	
	分解検査は、定期点検及び定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、個別仕様書又は外注整備内訳書に引用する個別T.O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換をする構成品、部品・材料(以下、部品等という。)を判定する。なお、分解した部品等は、交換をする部品等を除き、新品と同等の品質を確保するために必要な洗浄を行う。
2.3.4 修理等	
	修理等は、この仕様書の2.3.3項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。
a) 交換	交換は、この仕様書の2.3.3項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。
b) 組立・調整	組立・調整は、この仕様書の2.3.3項で使用可能品と判定されたもの、又は、2.3.4項のa)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。
2.3.5 塗装等	
a) 塗装及び標識	車両等の塗装及び標識は、個別仕様書又は外注整備内訳書で特に指定する場合を除き車両等の塗装及び標識に基づき、実施するものとする。実施にあたっては、部分塗装とする。
b) 塗色	塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合は、周辺の塗色に極力一致させるものとする。
2.3.6 作業の中止	
	次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官に申し出るものとする。
a) 車両等を修復するため、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定した以外の整備作業が必要な場合。	
b) 当該車両等が整備作業中に、修理不能に該当すると判明した場合。	
2.4 部品・材料	
a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定した官給品を除き	

品名	車両等外注整備共通仕様書
	契約相手方において準備する。
b)	部品・器材は、原則として製造会社の純正部品を使用する。ただし、純正部品の入手が困難な場合、リビルト品を使用することができるものとする。
c)	整備作業において、修理不能品（細部品）が発生し、この使用可能な部位等が他の細部品の修理等に流用することができる場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。
2.5 機能・性能	
a)	道路運送車両法に基づく保安基準、自動車点検基準及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令等に定める基準に適合しなければならない。
b)	個別仕様書又は外注整備内訳書にほかの規定がある場合は、個別仕様書又は外注整備内訳書による。
3 品質保証	
3.1 品質保証資料	契約相手方は、この仕様書の2.3項により作成した結果等を、点検整備記録簿又は車両等作業用紙（別紙様式第2、第3）に記録し、品質保証資料としてこれらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。
3.2 監督・検査	契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。ただし、契約相手方が道路運送車両法第78条、94条又は94条の2のいずれかに該当する事業者に対しては、原則として資料監督・資料検査方式により実施するものとする。
4 その他の指示	
4.1 提出書類	契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。
a)	点検整備記録簿又は車両等作業用紙（別紙様式第2、第3）
b)	その他契約担当官が指示するもの。
4.2 官給品	官給品の品目、数量は、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定するものとし、契約相手方は、原則として官給品を受けなければならない。
4.3 付属品・予備品	付属品・予備品の整備は、個別仕様書又は外注整備内訳書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。
4.4 計測器・試験装置	車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、

品 名	車両等外注整備共通仕様書
道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。	
4.5 契約相手方の技術協力	
契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合は、技術協力を実施しなければならない。	
<ul style="list-style-type: none">a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示	
4.6 車両の輸送	
車両の搬入及び搬出は、官側において実施する。	
4.7 保証	
<ul style="list-style-type: none">a) 物品の引渡しから引取りまでの間、保管責任は契約相手方の責任とするb) 整備期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は契約相手方が負うものとする。	
4.8 仕様書の疑義	
この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。	

別紙様式第1

書記內備整注外

別紙様式第2

車両等作業用紙（一般車両）								整備作業チェック記号						
車種				検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理換:※印	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 修理							
自動車番号				所属部隊				<input type="checkbox"/> 締付 <input checked="" type="checkbox"/> 消掃 <input type="checkbox"/> 給油						
開始日付				完了日付				分解したら記号を○で囲む						
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考			
I. かじ取り装置								II. 緩衝装置						
1.ハンドルの操作具合				2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み				1.リーフ・スプリングの損傷						
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※				3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷				2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷					
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取り付けの緩み				4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド						
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				5.フロント・ホイール・ペアリングのがた				(2)スプリング・ブラケットの取付部						
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				6.リヤ・ホイール・ペアリングのがた				(3)リーフスプリング・ピンなど連結部						
6.ステアリング・ナックル連結部のがた				IV. 制動装置				(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部						
7.ホイール・アライメント				1.リーフ・スプリングの損傷	※				3.コイル・スプリングの損傷					
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷				4.コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷						
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※				(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット				(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット					
10.パワー・ステアリング装置の取り付けの緩み				(2)サスペンションの各連結部のがた				(2)サスペンションの各連結部のがた						
II. 制動装置								(3)サスペンションの各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷						
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間	※				5.エア・サスペンションのエア漏れ				8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能					
2.ブレーキのきき具合	※				6.エア・サスペンションのペローズの損傷				9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	※				
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※				7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷									
4.パーキング・ブレーキの効き具合	※				8.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷									
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				11.ブレーキ・チャンバの機能										
6.リザーバ・タンクの液量	※				12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレーバルブの機能									
7.ブレーキ・マスタ・シリンドラの機能、摩耗、損傷				13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり										
8.ブレーキ・ホイール・シリンドラの機能、摩耗、損傷				14.ブレーキ倍力装置の機能										
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				15.ブレーキ・カムの摩耗										
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				16.ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間										
前 輪 前 mm 右 mm 後 輪 左 mm 前 mm 右 mm 前 mm 左 mm 後 mm 右 mm 後 mm 右 mm 後 mm								17.ブレーキシューの摺動部分及びライニングの摩耗						
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						
19.パック・プレートの状態								19.パック・プレートの状態						
20.ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間								20.ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間						
21.ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚								21.ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚						
前 輪 前 mm 右 mm 後 輪 左 mm 前 mm 右 mm 前 mm 左 mm 後 mm 右 mm 後 mm 右 mm 後 mm								22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷						
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み								23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み						
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						
25.センタ・ブレーキのライニングとの摩耗								25.センタ・ブレーキのライニングとの摩耗						
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能								27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能						
III. 行走装置								V. 動力伝達装置						
1.タイヤの状態								1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間						
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）								(1)クラッチ・ペダルの遊び						
(2)タイヤの亀裂、損傷								(2)レリーズ・フォーク先端の遊び						
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗								(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間						
* タイヤの溝の深さ								2.クラッチの作用						
前 輪 前 mm 右 mm 後 輪 左 mm 前 mm 右 mm 前 mm 左 mm 後 mm 右 mm 後 mm 右 mm 後 mm								3.クラッチ液の量						
28.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷								4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ						
29.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み								5.トランスミッション、トランスファのオイル量						
30.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み						
31.センタ・ブレーキのライニングとの摩耗								7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷						
32.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト締付手部のがた						
33.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								(1)スプライス部の摩耗によるがた						
34.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								(2)自在締付手部の摩耗によるがた						
35.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ペアリングのがた						
36.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量						
VI. 電気装置								VI. 電気装置						
1.スパーク・プラグの状態								1.スパーク・プラグの状態						
2.点火時期								2.点火時期						
3.ディストリビュータのキャップの状態								3.ディストリビュータのキャップの状態						
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食								4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食	※					
5.電気配線の接続部の緩みと損傷								5.電気配線の接続部の緩みと損傷	※					
VII. 原動機								VII. 原動機						
1.低速と加速の状態								1.低速と加速の状態						
2.排気の状態								2.排気の状態						
C O H C 黒煙								C O H C 黒煙						
3.エア・クリーナ・エレメントの状態								3.エア・クリーナ・エレメントの状態						
4.エア・クリーナの油の汚れと量								4.エア・クリーナの油の汚れと量						
5.シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態								5.シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態						
6.エンジン・オイルの漏れ								6.エンジン・オイルの漏れ						

7.燃料漏れ	※		2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3.デフロスターの作用		
9.冷却水漏れ	※		4.施錠装置の作用		
V. ぱい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					
1.メターリング・バルブの状態			5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
2.プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			6.マフラの機能		
3.燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			7.火花防止装置の状態		
4.チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			8.エア・タンクの凝水		
5.燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			9.エア・コンプレッサの機能		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			10.ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
7.二次空気供給装置の機能			11.非常口の扉の機能		
8.排気ガス再循環装置の機能			12.車枠、車体の緩みと損傷	※	
9.減速時排気ガス減少装置の機能			13.連結装置のカブラの機能と損傷		
10.一酸化炭素発散防止装置の配管の損傷と取付状態			14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
VI. 附属装置等					
1.ホーンの作用	※		15.シート・ベルトの状態		
			16.開扉発車防止装置の機能		
			17.シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

別紙様式第3

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）								整備作業チェック記号				
車種				検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換:※印			レ 良好	T 締付			
自動車番号				所属部隊			×	調整				
開始日付				完了日付			××	取替				
								××	修理			
								分解したら記号を○で囲む				
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考	
I. かじ取り装置								II. ホイール・タイヤ				
1.ハンドルの操作具合				2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み				3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷				
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※				4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷				5.フロント・ホイール・ペアリングのがた			
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取り付けの緩み				6.リヤ・ホイール・ペアリングのがた								
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷												
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷												
6.ステアリング・ナックル連結部のがた												
7.ホイール・アライメント												
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷												
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※											
10.パワー・ステアリング装置の取り付けの緩み												
II. 制動装置								III. エアコン・暖房装置				
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間	※				1.リーフ・スプリングの損傷				1.リーフ・スプリングの損傷			
2.ブレーキのきき具合	※				2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷				2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
4.パーキング・ブレーキの効き具合	※				(2)スプリング・ブラケットの取付部				(2)スプリング・ブラケットの取付部			
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3)リーフスプリング・ピンなど連結部				(3)リーフスプリング・ピンなど連結部				
6.リザーバ・タンクの液量	※				(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部				(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部			
7.ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷				3.コイル・スプリングの損傷				3.コイル・スプリングの損傷				
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				4.コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷				4.コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷				
9.ブレーキ・ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷				(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット				(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット				
10.ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク				(2)サスペンションの各連結部のがた				(2)サスペンションの各連結部のがた				
IV. 銛衝装置								V. 動力伝達装置				
前 輪	左 前 mm	右 前 mm	後 輪	左 前 mm	右 前 mm	前 輪	左 後 mm	右 後 mm	前 輪	左 前 mm	右 前 mm	
11.ブレーキ・チャンバーの機能				6.エア・サスペンションのエア漏れ				6.エア・サスペンションのエア漏れ				
12.ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレーバルブの機能				7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能				8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能				
14.ブレーキ倍力装置の機能				9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				
15.ブレーキ・カムの摩耗												
16.ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間												
17.ブレーキシューの摺動部分及びライニングの摩耗												
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷												
19.バック・プレートの状態												
20.ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間												
21.ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚												
前 輪	左 前 mm	右 前 mm	後 輪	左 前 mm	右 前 mm	前 輪	左 後 mm	右 後 mm	前 輪	左 前 mm	右 前 mm	
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間				1.クラッチ・ペダルの遊び				
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				(1)クラッチ・ペダルの遊び				(1)クラッチ・ペダルの遊び				
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(2)レリーズ・フォーク先端の遊び				(2)レリーズ・フォーク先端の遊び				
25.センタ・ブレーキのライニングとの摩耗				(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間				(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間				
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2.クラッチの作用				2.クラッチの作用				
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3.クラッチ液の量				3.クラッチ液の量				
VI. 電気装置								VII. 原動機				
1.タイヤの状態				4.スパーク・プラグの状態				1.低速と加速の状態				
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）				5.点火時期				2.排気の状態				
(2)タイヤの亀裂、損傷				6.ディストリビュータのキャップの状態				3.バッテリのターミナル部の緩みと腐食				
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗				7.バッテリのターミナル部の緩みと腐食				4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食				
* タイヤの溝の深さ				8.電気配線の接続部の緩みと損傷				5.電気配線の接続部の緩みと損傷				
前 輪	左 前 mm	右 前 mm	後 輪	左 前 mm	右 前 mm	前 輪	左 後 mm	右 後 mm	前 輪	左 前 mm	右 前 mm	
1.エア・クリーナ・エレメントの状態				9.原動機				1.低速と加速の状態				
2.エア・クリーナーの油の汚れと量				10.排気ガスの状態				2.排気の状態				
3.シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態				CO	H C	黒煙		3.エア・クリーナ・エレメントの状態				
4.エンジン・オイルの漏れ								4.エア・クリーナーの油の汚れと量				
								5.シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態				
								6.エンジン・オイルの漏れ				

7.燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1.キャリッジ	※	
9.冷却水漏れ	※		2.操作レバー ー リフト、チルト	※	
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					
1.メターリング・バルブの状態			3.チェン ー リフト、ドライブ	※	
2.プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4.ケーブルーウインチ、ホイスト	※	
3.燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			5.シリングーリフト、チルト	※	
4.チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			6.油圧ポンプ	※	
5.燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			7..一般漏えい ー 油、水、空気	※	
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			8.旋回機構		
7.二次空気供給装置の機能			9.マスト本体、ブーム		
8.排気ガス再循環装置の機能			10.安全クラッチ、減速機構	※	
9.減速時排気ガス減少装置の機能			11.ドラム	※	
10.一酸化炭素発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12.昇降機構	※	
IX. 附属装置等					
1.ホーンの作用	※		13.コンピューター、ブラシ	※	
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※		14.コントローラ	※	
3.デフロスターの作用			15.パワー・テーク・オフ	※	
4.施錠装置の作用			16.索導器	※	
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			17.クレーン・アタッチメント	※	
6.マフラの機能			18.キャタピラ	※	
7.火花防止装置の状態			19.排土板、スクレーパ	※	
8.エア・タンクの凝水			20.フィフス・ホイール	※	
9.エア・コンプレッサの機能			21.補助脚	※	
10.ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			22.キング・ピン・摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
11.非常口の扉の機能			XI. かく座機収容機材、100t オールテレンクレーン		
12.車枠、車体の緩みと損傷	※		1.操向装置	※	
13.連結装置のカプラの機能と損傷			2.操向アライメント		
14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			3.クレーン・エンジン	※	
15.シート・ベルトの状態			4.クレーン電気系統	※	
16.開扉発車防止装置の機能			5.補助脚	※	
17.シャシ各部の給油脂状態	※		6.通話装置	※	
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
整備員印		検査員印		整備幹部印	
					整備隊等 の長印